

秋田県下水道管路等包括管理業務委託
(第3期)

実施方針(案)

令和8年5月
秋田県建設部下水道マネジメント推進課

- 1 事業名称
秋田県下水道管路等包括管理業務委託(第3期)
- 2 契約締結方法
一般競争入札(総合評価落札方式)
※総合評価落札方式は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利な申込みをしたものを落札者とする方式
- 3 事業目的
本業務は、発注者が所管する下水道管路施設等の維持管理に係る業務を10年契約で包括的に委託することにより、下水道管路施設等の機能維持・サービスレベルの向上および効率的な維持管理の実現を図ることを目的とする。また、秋田県と関連する2市4町1村との包括的な官民連携事業の実施により、更なる効率化を図ることを目的とする。
- 4 事業開始日及び事業実施期間
令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間
- 5 対象処理区
秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)
- 6 事業方式
管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)(更新支援型)
※秋田県、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の連携
- 7 対象施設
秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)の管路施設、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール形式ポンプ場
- 8 業務範囲
維持管理業務、保守点検、統括管理、更新計画案作成

9 業務の内容

凡例

- ◎:事業着手時点において実施するとした業務
- :事業着手後に業務数量等を確定し、業務内容の詳細を発注者と受託者との協議により決定する業務
- ×:本事業において対象としない業務
- :業務対象となる対象施設がない業務

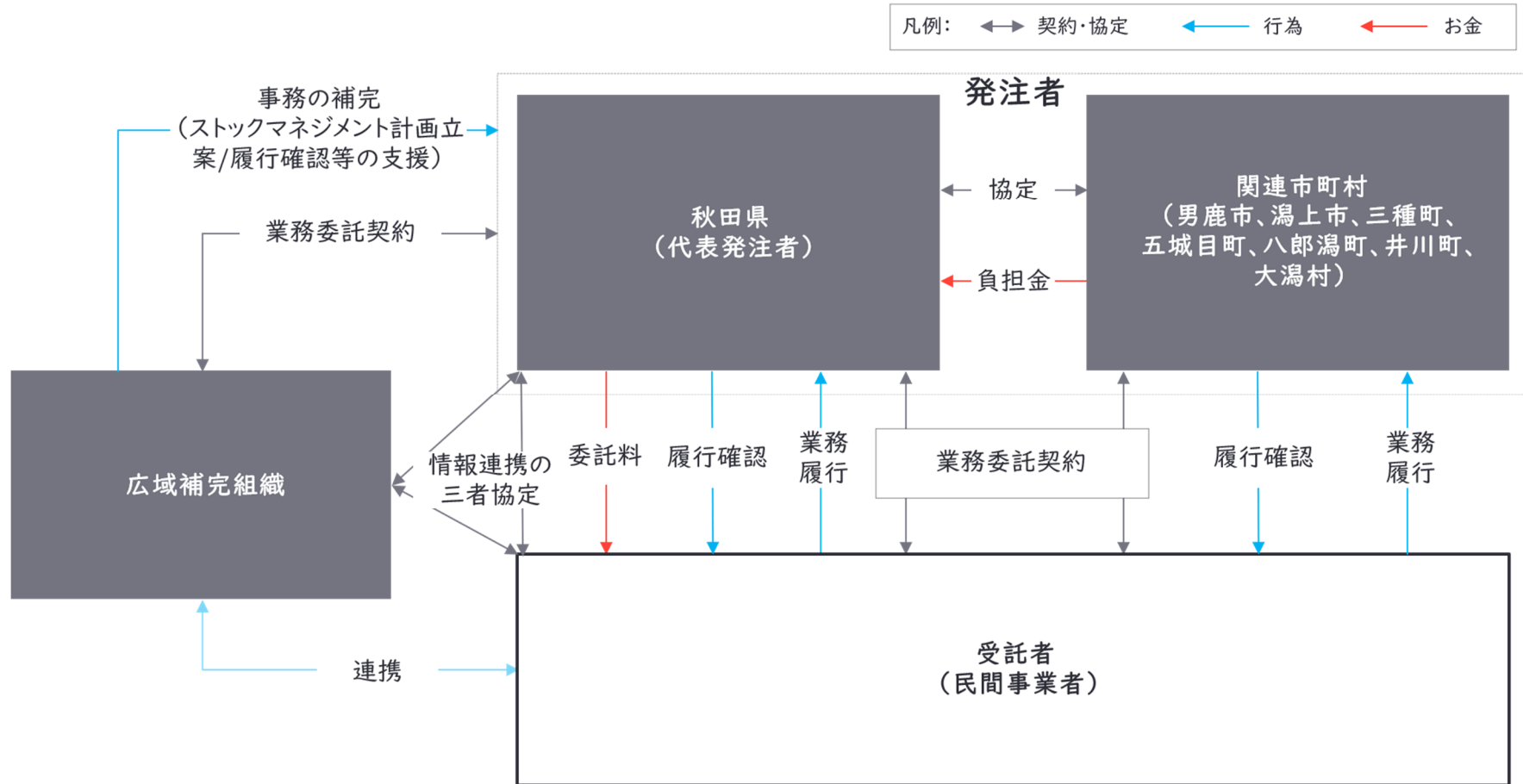
図表 1 業務概要

業務名 対象区分	業務概要	対象施設	業務数量	業務項目	秋 田 県	男 鹿 市	潟 上 市	三 種 町	五 城 目 町	八 郎 潟 町	井 川 町	大 潟 村	備考
1 管路施設維持管理業務													
(1) 管路施設巡視 業務 ・流域下水道 ・公共下水道	下水道管路施設の異常箇所を早期に発見することを目的とする。巡視業務については、車上による巡回を行い、異常が確認された場合は、目視による路面の確認を実施する。	・下水道管路施設 (本業務対象区域内) 緊急輸送路を前提とするほか、自治体の要望を踏まえて対象路線を設定	流域下水道 【重点巡視 1 回/月】 ・緊急輸送路 ・圧送路線 【定期巡視_四半期に 1 回】 ・法定点検箇所	公共下水道 【定期巡視_四半期に 1 回】 ・法定点検箇所	①巡視計画書の作成 ②巡視の実施 ③巡視記録の作成 ④異常時の対応 ⑤調書作成、システム登録	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	
(2) 管路点検 ・流域下水道 ・公共下水道	コンクリート腐食の発生が懸念される箇所や標準耐用年数が近づいている施設の異常箇所を早期に発見するためを行うことを目的とする。点検は、管路施設が埋設されている地上部の状況確認に加え、マンホールを開閉して行う管口カメラによる点検又はマンホール内に入孔して行う目視点検により実施する。圧送管路については空気弁を取り外し、空気弁の状態を確認するとともに挿入式カメラで管路内の状況を確認する。 なお、潟上市においては、水管橋の劣化状況を確認し、異常の有無を把握する。点検頻度は 1 年/回とする。	・地上部 ・マンホール蓋 ・マンホール ・下水道本管 ・圧送管(空気弁からの点検)	流域下水道 【R9 年度】 154 箇所 【R10 年度】 181 箇所 【R11 年度】 181 箇所 【R12 年度】 152 箇所 【R13 年度】 245 箇所 【R14 年度】 154 箇所 【R15 年度】 181 箇所 【R16 年度】 181 箇所 【R17 年度】 152 箇所 【R18 年度】 245 箇所	公共下水道 【R9 年度】 127 箇所 【R10 年度】 188 箇所 【R11 年度】 164 箇所 【R12 年度】 132 箇所 【R13 年度】 152 箇所 【R14 年度】 131 箇所 【R15 年度】 188 箇所 【R16 年度】 163 箇所 【R17 年度】 128 箇所 【R18 年度】 160 箇所 ※潟上市水管橋点検数量 【R9 年度】 1 箇所 【R10 年度】 1 箇所 【R11 年度】 1 箇所 【R12 年度】 1 箇所 【R13 年度】 1 箇所 【R14 年度】 1 箇所 【R15 年度】 1 箇所 【R16 年度】 1 箇所 【R17 年度】 1 箇所 【R18 年度】 1 箇所	①点検計画書の作成 ②点検の実施 ③点検記録写真の作成 ④異常時の対応 ⑤調書作成、システム登録	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

業務名 対象区分	業務概要	対象施設	業務数量		業務項目	秋 田 県	男 鹿 市	潟 上 市	三 種 町	五 城 目 町	八 郎 潟 町	井 川 町	大 潟 村	備考
(3) 仕切弁等点検 ・流域下水道	仕切弁等を開閉して状況を確認し、異常の有無を把握する。点検頻度は5年/回とする。	・仕切弁 ・排泥弁 計_212基 (R8に56基の点検を実施)	流域下水道 【R9年度】 52箇所 【R10年度】 52箇所 【R11年度】 52箇所 【R13年度】 56箇所 【R14年度】 52箇所 【R15年度】 52箇所 【R16年度】 52箇所 【R18年度】 56箇所	-	①点検計画書の作成 ②点検の実施 ③点検記録写真の作成 ④調書作成、システム登録	◎	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 管路洗浄 ・流域下水道 ・公共下水道	TVカメラ調査工の調査精度向上を図るため、調査前に高圧洗浄車によりマンホール内及び管渠内を洗浄する。	・呼び径800mm未満の 下水道管路施設	流域下水道 【R14年度】 1,054m 【R15年度】 7,906m 【R16年度】 5,416m 【R17年度】 7,890m 【R18年度】 5,231m	公共下水道 【R9年度】 1,000m 【R10年度】 5,000m 【R11年度】 7,000m 【R12年度】 7,000m 【R13年度】 7,000m 【R14年度】 7,000m 【R15年度】 7,000m 【R16年度】 7,000m 【R17年度】 7,000m 【R18年度】 7,000m	①洗浄計画書の作成 ②管路内の洗浄を実施	◎	○	◎	◎	◎	○	○	○	
(5) 管渠調査業務 (計画的調査) ・流域下水道 ・公共下水道	下水道ストックマネジメント計画(調査計画)に基づきTVカメラ調査等の詳細調査を行う。	・下水道管路施設	流域下水道 【R9年度】 6,604m 【R10年度】 5,777m 【R11年度】 6,344m 【R12年度】 6,363m 【R13年度】 6,404m 【R14年度】 6,540m 【R15年度】 7,906m 【R16年度】 7,519m 【R17年度】 7,900m 【R18年度】 5,231m	公共下水道 【R9年度】 1,000m 【R10年度】 5,000m 【R11年度】 7,000m 【R12年度】 7,000m 【R13年度】 7,000m 【R14年度】 7,000m 【R15年度】 7,000m 【R16年度】 7,000m 【R17年度】 7,000m 【R18年度】 7,000m	①調査計画書の作成 ②調査の実施 ③調査記録写真の作成 ④調書作成、システム登録	◎	○	◎	◎	◎	○	○	○	秋田県、三種町は初年度から実施 潟上市、五城目町はR10から実施 その他市町村はSM点検調査計画を策定後に実施する。
(6) 不明水調査業務 ・公共下水道	不明水に起因して発生する様々な問題に対して解決を図るために調査等を実施する。	・下水道管路施設	-	公共下水道(潟上市) 【R9】 1,371m		×	×	◎	×	×	×	×	×	潟上市「龍毛マンホールポンプ」へ流入する区域を対象とする。
(7) 清掃業務 ・流域下水道 ・公共下水道	地域住民からの通報、点検、調査等により確認された管路施設の不具合の解消及び管路施設の予防保全を目的に、洗浄を実施する。	・下水道管路施設	-	公共下水道 ・大潟村 【毎年】 11,000m ・三種町 【毎年】 1,000m ・潟上市 【毎年】 500m	①清掃計画書の作成 ②清掃の実施 ③現地写真帳の作成 ④調書作成、システム登録	○	○	◎	◎	○	○	○	◎	
(8) 管路施設小破 修繕業務 ・流域下水道 ・公共下水道	[応急修繕] 施設の劣化に起因して漏水や道路陥没が突発的に発生した場合に、被害拡大防止及び当面の安全確保を目的とした緊急修繕を実施する。		流域下水道	公共下水道	①現場状況の確認・整理 ②応急修繕対応方針の検討 ③応急修繕に関する協議 ④応急修繕工事の実施 ⑤工事関係書類の作成	◎	○	○	○	○	○	○	○	

業務名 対象区分	業務概要	対象施設	業務数量		業務項目	秋 田 県	男 鹿 市	潟 上 市	三 種 町	五 城 目 町	八 郎 潟 町	井 川 町	大 潟 村	備考
(9) 住民対応業務 ・流域下水道 ・公共下水道 ・集落排水	地域住民からの通報、点検により確認された下水道管路施設等の不具合、災害発生に伴う一時的、緊急的な対応を実施する。		流域下水道 2件/年	公共下水道 2件/年/自治体	①事故の連絡 ②現地調査 ③報告及び初期対応 ④報告書類の作成 ⑤緊急清掃	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		
2 マンホール形式ポンプ場保守点検業務														
(1) マンホール形式ポンプ場保守点検業務 ・公共下水道 ・集落排水 (男鹿市・三種町)	マンホール形式ポンプ場施設(マンホール本体含む)について、予防保全の観点から例月点検および定期点検(引上げ点検)を実施するとともに、異常時においては速やかに応急的対応を施す。	・汚水ポンプ本体 ・起動スイッチ類 ・槽内配管類 ・バフフルプレート ・ポンプ据付機器類 ・維持管理用部材 ・マンホール本体 ・制御盤 ・引込み開閉器盤 ・自動通報装置	-	公共下水道 集落排水 385箇所	①点検計画書の作成 ②点検調査の実施 ③点検記録写真の作成 ④作業日報(例月点検) ⑤作業日報(定期点検) ⑥点検報告書の作成(例月点検) ⑦点検報告書の作成(定期点検) ⑧異常対応報告書の作成	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
(2) 緊急対応業務 ・公共下水道 ・集落排水 (男鹿市・三種町)	機器の故障や異常水位によりマンホール形式ポンプ場の運転が停止した場合に、現場状況を確認して復旧に向けた作業を実施する。		-	公共下水道 集落排水	①事故の連絡 ②現地調査 ③報告及び初期対応 ④報告書類の作成	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
3 その他														
(1) 統括管理	本委託全体の円滑な実施に向けて、進捗等を適切に管理し、定期的に発注者へ報告を行う。 発注者、秋田臨海処理センターの指定管理者、下水道管が埋設されている道路の管理者等と必要な調整を行う。		本委託全体の統括一式	一式	①業務計画書の作成 ②年次、月次報告書の作成 ③関係機関協議資料の作成及び協議の実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4 計画策定支援業務														
(1) 更新計画案作成業務(管路施設) ・流域下水道 ・公共下水道	更新計画案については、日々の維持管理情報や気づきを収集し、それらを分析した上で、今後の修繕・改築の見通しを判断する。 また、作成した更新計画案は、下水道ストックマネジメント計画変更業務(修繕・改築計画)へ反映する。	一式				◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		
(2) 更新計画案作成業務(マンホールポンプ機電) ・公共下水道	更新計画案については、日々の維持管理情報や気づきを収集し、それらを分析した上で、今後の修繕・改築の見通しを判断する。 また、作成した更新計画案は、下水道ストックマネジメント計画変更業務(修繕・改築計画)へ反映する。	一式				-	○	○	○	○	○	○		
(3) 更新計画案作成業務(自動通報装置) ・公共下水道	各自治体の意向を踏まえた機種選定の検討および投資可能額に配慮した更新計画を策定する。	一式				-	◎	◎	-	◎	◎	◎		

図表 2 事業スキーム



- 11 プロフィットシェア
下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版等を参考に、プロフィットシェアの仕組みの導入を想定(詳細は入札公告時に提示)
- 12 受託者の形態
受託者は、単独または複数の企業から構成される共同企業体を想定(詳細は入札公告時に提示)
- 13 参加資格要件
入札参加者の要件は入札公告時に提示

14 スケジュール

時期	内容
令和8年5月13日	実施方針(案)の公表(本資料)
令和8年6月1日正午	実施方針(案)に係る意見の受付の締め切り
令和8年6月中旬	実施方針(案)に係る意見への回答の公表
令和8年7月下旬	入札説明書等の公表(入札公告)
令和8年8月中旬	入札説明書等に関する質問の受付の締め切り
令和8年8月下旬	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和8年9月中旬	参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出
令和8年9月下旬	参加資格確認結果の通知
令和8年12月中旬	入札書等及び提案審査書類の提出
令和9年2月上旬	落札者の決定及び公表
令和9年2月中旬	契約の締結
令和9年2月中旬～3月	業務引継ぎ
令和9年4月1日	事業開始

※スケジュールは現時点の想定であり、今後変更の可能性がある

- 15 担当部署
秋田県建設部下水道マネジメント推進課
(連絡先)
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話番号 018-860-2461
電子メールアドレス gesuido@pref.akita.lg.jp